

豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（素案）

平成 16 年 12 月策定

—(平成 27 年 10 月変更

平成 29 年 月変更)—

豊 田 市

目次

第1章 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の経緯

- 1 ポリ塩化ビフェニル問題の背景
- 2 豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会
- 3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による広域処理事業
- 4 関係法令等の整備
- 5 市計画の変更

第2章 PCB廃棄物処理における基本方針

- 1 市計画の目的及び位置付け
- 2 市計画の基本的考え方

第3章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 1 保管量及び使用量の現状
- 2 発生量及び処分量の見込み

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

- ~~1~~ 市内PCB廃棄物の処理の体制
- ~~2~~ 豊田PCB処理事業所の処理体制
- 1-3 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策
- ~~4~~ PCB廃棄物の処理施設の整備
- 2-5 PCB廃棄物の広域的な処理の体制
- 3-6 PCB廃棄物の収集運搬の安全確保

第5章 ~~PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進~~

- ~~1~~ 監視及び指導の徹底
- ~~2~~ PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開
- ~~3~~ 関係機関との連携協力

第5-6章 豊田PCB処理事業所の安全確保

- 1 安全を確保するための基本方針
- 2 PCB漏えい事故の未然防止体制
- 3 PCB漏えい事故発生時の対応
- 4 PCB漏えい事故再発防止対策検討時の対応

第1章 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の経緯

1 ポリ塩化ビフェニル問題の背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律によりその製造、輸入、新たな使用が禁止されて以来約30年間、処理体制の整備が停滞していたため、事業者において保管が行われてきた。この間、保管事業者の倒産や不適切な保管などに起因した紛失や漏えいによる環境汚染が懸念されていた。

国際的には、平成13年5月の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が採択され、日本は平成14年8月に批准し、国家レベルでの早急な対応が必要となっていた。

2 豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会

このような社会情勢の中で、市では市域におけるPCB廃棄物の適正処理のあり方について検討するため、平成12年9月に豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会（以下「市検討委員会」という。）を設置し、審議を重ねた。

平成12年度には主にPCBの汚染油の処理及び住民理解について検討を行い、一刻も早いPCB処理の対応、地域特性に配慮した処理技術の選定、学識経験者や地域住民が参加した豊田市PCB処理安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）の設置による情報公開及びリスクコミュニケーション（リスクに関する正確な情報を関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。）の推進といった内容の中間答申並びにガイドラインを取りまとめて市長に報告した。平成13年度は、さらに収集運搬や容器の後処理等の課題について審議を行い、平成13年8月に全ての審議を終えた。

市検討委員会では、各事業場で使用中のPCB使用機器の期限内の交換と処理、同じく保管中のPCB廃棄物の適正保管と期限内の処理、そして市と収集運搬事業者との協定締結による安全性確保などを内容とする最終答申書を取りまとめ、平成13年9月11日に市長に提出した。あわせて、保管・収集運搬・処理・後処理といった各々の段階を担う、PCB使用機器の使用事業者、PCB廃棄物の保管事業者、収集運搬事業者、処理事業者及び市の役割について規定するガイドラインを提言した。

3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による広域処理事業

こうした取組や、工業都市として技術の集積があること、また高速道路等の交通の利便性などを踏まえ、平成13年4月に、国から、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「東海4県」という。）のPCB廃棄物の広域処理施設の設置候補地とすることについて、市に打診があった。このときの市からの回答は、PCB廃棄物処理の必要性は理解できるものの、広域処理については住民理解や関係自治体の連携が必要であるとの認識を伝えるにとどまった。

その後、愛知県を中心に東海4県のPCB廃棄物処理に向けた連携と協力の合意が得られ、市に再度要請があった。これを受けて市では、予定地の周辺及び逢妻男川流域の19自治区（樹木、三軒屋、本地新田、深田山、広久手、広久手町、土橋、竹上、竹中、

竹下、本町、若林、高美町、外根、若林宿舎、駒場、吉原町、中根及び花園町)の区長及び区役員等に、PCB廃棄物の広域処理施設を設置する事業(以下「広域処理事業」という。)の概要と市の広域処理事業への対応方針の説明を行い、広域処理事業の安全性、環境保全の確保及び住民理解の取得等を条件に、広域処理事業推進に協力していくことへの理解を求めた。また、市議会各派に対しても、自治区への説明状況を含め、逐次説明を行った。各派からは、安全性の確保を重視した見解書や意見が提出された。

これらの経過を踏まえ検討した結果、広域処理施設の立地要請の受入れの方針を決定し、説明会等で示された意見等を反映した受入条件を付して、平成14年9月に愛知県に対して、同年10月に国に対して、環境事業団による広域処理事業の具体化に向けた準備を進めることに同意する回答を行った。これを受けて環境事業団は、環境省に対し豊田事業実施計画の申請を行い、同年10月に環境大臣の認可を受けた。

その後、平成16年4月1日に、環境事業団は、国が資本金を100%拠出して設立した日本環境安全事業株式会社に事業を承継し、全国で5か所のPCB処理事業所を整備する処理事業を進めた。なお、他地域においても、~~の~~広域処理事業の実施計画は、平成13年11月に北九州事業、平成14年11月に東京事業、平成15年2月に大阪事業と北海道事業が環境大臣に認可された。~~、~~順次、これらの事業所において、高濃度PCB廃棄物の広域処理事業が開始された

平成26年12月24日に日本環境安全事業株式会社は、社名を中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)に変更するとともに、同社の豊田事業所の名称を豊田PCB処理事業所に変更した。

4 関係法令等の整備

国は、PCB廃棄物の適正な処理のために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)を平成13年6月に制定し、平成28年7月までに国内のPCB廃棄物を処理すること等を規定した。また、PCB特措法第6条に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を平成15年4月に策定し、さらに、PCB廃棄物の収集運搬に関して、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(以下「収集運搬ガイドライン」という。)を平成16年3月に策定した。

市は、平成16年12月にPCB特措法第7条に基づき、豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「市計画」という。)を策定した。

5 市計画の変更

PCB特措法施行後の平成14年に、~~PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものが判明したことを受け、PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの(以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。)~~の存在が判明した。このた

め、国は、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物・微量PCB汚染廃棄物を追加し、その後、当制度を活用して平成22年から処理が始まった。また、微量PCB汚染廃電気機器等の存在を踏まえ、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「低濃度収集運搬ガイドライン」という。）が平成25年6月に策定された。

一方、高濃度PCB廃棄物の微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCB廃棄物処理については、JESCOが、全国5か所のPCB処理事業所で順次処理施設を稼働させたが、処理困難なPCB廃棄物の対策、作業従事者の作業環境対策等、操業開始後に明らかとなった課題への対応等により、JESCOにおける処理の進捗が、想定よりも処理の進捗が遅れていた。

このような状況を踏まえ、国は、平成24年12月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令を改正し、PCB廃棄物の処理期限を平成39年3月までに延長するとともに、平成26年6月に基本計画の変更を行い、事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限（以下「計画的処理完了期限」という。）を定め、5か所のPCB処理事業所の相互活用によって、早期処理を図ることとした。このため、市は、市計画を変更することとした。市は、これらの改正等を踏まえ、市計画を平成27年10月に変更した。

しかしながら、計画的処理完了期限までに処理を完了することは、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易でないことから、国は、計画的処理完了期限の前の時点の処分期間の設定、その処分期間内の高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託又は廃棄等の義務付け、都道府県市の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだPCB特措法改正を行った。また、PCB特措法の改正に併せて、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、電気事業法に基づく経済産業省令等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとした。これらの法令改正を踏まえ、国は、PCB処理基本計画の変更を行った。

市は、平成28年に行われた以上の法令改正、基本計画の変更を踏まえ、市計画を変更し、当市内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進することとした。

第2章 PCB廃棄物処理における基本方針

1 市計画の目的及び位置付け

市計画は、PCB特措法第7条に基づき、基本計画に即して、市域のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理について、計画的に推進することを目的とする。

また、PCB廃棄物の処理については、国、県、市などの行政機関を始め、保管事業者、収集運搬事業者及び処理事業者など多くの関係者が連携及び協力して、それぞれの役割を果たさなければならない。市計画は、こうした関係者に共通する市域におけるPCB廃棄物処理に関する推進方策の基本的計画として位置付ける。

2 市計画の基本的考え方

市計画は、基本計画、市検討委員会の答申等を踏まえ、次の事項を基本的な考え方として策定する。

- (1) 市内の高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、計画的処理期限を確実に達成するため、保管事業者は、PCB特措法の規定による処分期間の末日までにその高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分の委託をしなければならず、所有事業者（電気事業法の電気工作物に該当するものの所有事業者は除く。）は、処分期間の末日までに高濃度PCB使用製品を破棄しなければならない。ただし、処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間の末日までに代えて特例処分期限日までに行わなければならない。処分期間の末日及び特例処分期限日については、以下のとおりである。市域のPCB廃棄物（今後発生するものも含む。）を一日でも早期に、かつ、確実に、適正な処理を実現するため、処理完了時期の目標を以下のとおりとする。

処理対象物	処分期間の末日	特例処分期限日	処理実施事業所
大型変圧器・コンデンサー等	平成34年3月31日	平成35年3月31日	豊田PCB処理事業所
特殊コンデンサーの一部	平成33年3月31日	平成34年3月31日	大阪PCB処理事業所
安定器及び汚染物等	平成33年3月31日	平成34年3月31日	北九州PCB処理事業所

※ 大型変圧器・コンデンサー等とは、高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（「大型変圧器」という。）、高濃度のPCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（「大型コンデンサー等」という。）並びに廃PCB及びPCBを含む廃油（「廃PCB等」という。）の総称をいう。

※ 汚染物等とは、高濃度PCBを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB廃棄物であつて大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。

- (2) 市内の低濃度PCB廃棄物については、保管事業者は、PCB特措法の規定による以下の処分期間の末日までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

処理対象物	処分期間の末日	処理実施事業所
全ての低濃度PCB廃棄物	平成39年3月31日	無害化認定施設又は都道府県知事等が許可する処理施設

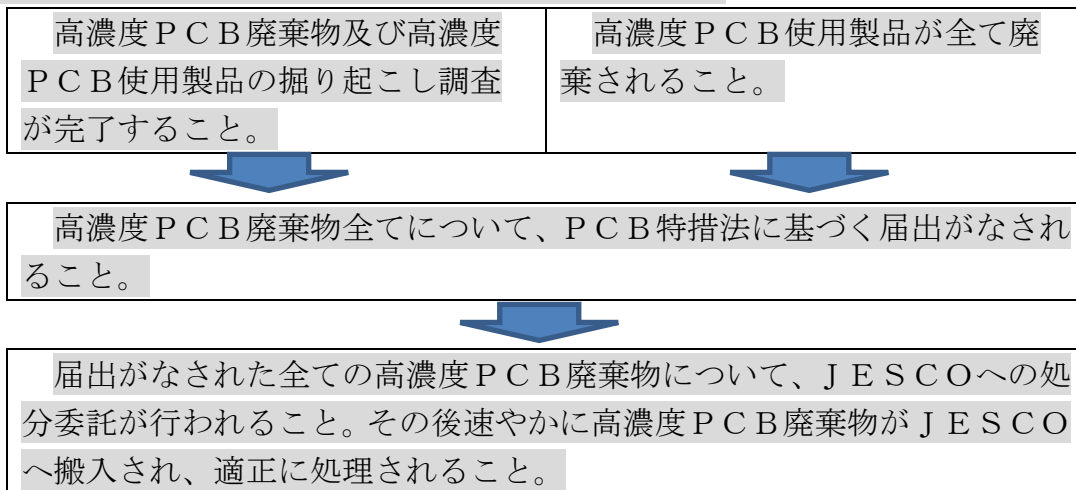
ア 市内のPCB廃棄物のうち、高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの並びにPCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という。）で、微量PCB汚染廃

電気機器等を除くもの（以下「高圧トランス・高圧コンデンサ等」という。）及びPCB廃棄物のうち、安定器及び3kg未満の小型電気機器並びに感圧複写紙、ウエス及び汚泥等のPCB汚染物で、微量PCB汚染廃電気機器等を除くもの（以下「安定器等・汚染物」という。）については、基本計画に定める計画的処理完了期限（高圧トランス・高圧コンデンサ等：平成34年度末、安定器等・汚染物：平成33年度末）より前倒しして、平成30年度末までに全て処分することを目標とする。なお、豊田PCB処理事業所の事業終了は平成37年度末である。

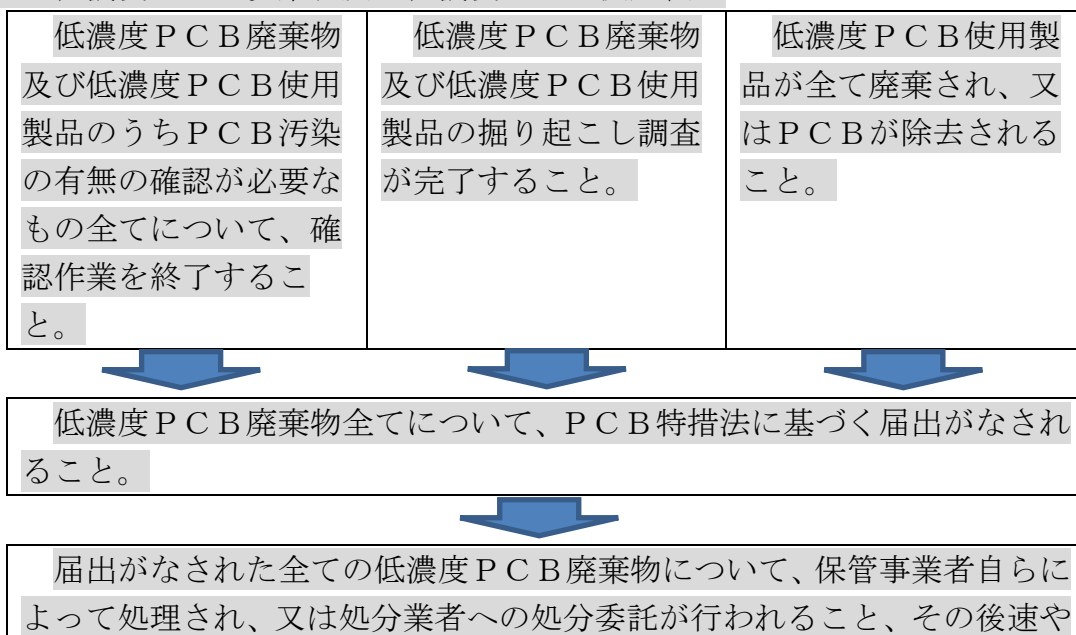
イ 微量PCB汚染廃電気機器等については、PCB特措法の処理期限である平成38年度末を考慮し、一日も早く、安全かつ適正に処理を完了する。

(3) 本計画を達成するために、処分期間の末日まで又は特例処分期限日まで（特例処分期限日の適用がある場合に限る。以下同じ。）に、以下の図に掲げる各項目を達成するものとする。

ア 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品



イ 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品



かに低濃度PCB廃棄物が処分業者に搬入され、適正に処理されること。

- (4) ~~(2)~~ 豊田PCB処理事業所では、市域のPCB廃棄物を優先して処理することとする。
- (5) ~~(3)~~ 豊田PCB処理事業所で処理できないPCB廃棄物については、基本計画に即して適切に処理するものとする。
- (6) ~~(4)~~ 豊田PCB処理事業所の安全確保については、未然防止体制、漏えい事故発生時、再発防止検討時の3段階に整理して、市及び安全監視委員会による監視指導を行う。また、~~(仮称)~~PCB漏えい事故に係る危機管理対応マニュアル（以下「~~(仮称)~~危機管理マニュアル」という。）により適切に管理を行うを作成する。
- (7) ~~(5)~~ 市計画の適用期間は、PCB特措法で定められているPCB廃棄物の処理期限である平成38年度末までとする。また、基本計画に大きな変更があった場合等においては、必要に応じて適宜見直すこととする。
- (8) 環境中のPCBの状況を把握するため、河川などの公共用水域等におけるPCBの測定を継続して実施する。

第3章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 保管量及び使用量の現状

PCB特措法第8条に基づき、事業者が届け出た平成29年3月31日時点の平成26年3月31日現在のPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の量は次のとおりである。

表3-1-1 市内のPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の量

高濃度PCB廃棄物の種類	保管量	低濃度PCB廃棄物の種類	保管量
高压変圧器	精査中	高压変圧器	精査中
高压コンデンサー		高压コンデンサー	
低压変圧器		低压変圧器	
低压コンデンサー		低压コンデンサー	
柱上変圧器		柱上変圧器	
安定器		安定器	
廃PCB		廃PCB	
PCBを含む廃油		PCBを含む廃油	
感圧複写紙		感圧複写紙	
ウエス		ウエス	
汚泥		汚泥	
その他の機器等		その他の機器等	

種類	保管事業場数 —(延べ数)—	保管量	使用事業場数 —(延べ数)—	使用量
高压トランス	2	6台	1	5台
高压コンデンサ	21	877台	10	25台
低压トランス	1	4台	=	=
低压コンデンサ	7	283台	=	=
廃PCB等	2	2缶	=	=
その他の機器等	14	2,353台	1	3台
安定器	45	32,017台	2	57台
ウエス	4	10パレット	=	=
微量PCB含有 高压トランス	74	310台	27	108台
微量PCB含有 高压コンデンサ	29	145台	9	40台
微量PCB含有 低压トランス	5	9台	=	=
微量PCB含有 低压コンデンサ	5	31台	=	=
微量PCB含有 柱上トランス	3	4台	=	=
微量PCB含有 廃PCB等	17	100缶	=	=
微量PCB含有 ウエス	5	32パレット	=	=
微量PCB含有 その他の機器等	41	403台	5	25台

また、所有事業者により届出された平成29年3月31日時点のPCB使用製品の種別別の所有量は、次のとおりである。

表3-1-2 市内のPCB使用製品の所有量

高濃度PCB廃棄物の種類	保管量	低濃度PCB廃棄物の種類	保管量
高压変圧器	精 査 中	高压変圧器	精 査 中
高压コンデンサー		高压コンデンサー	
低压変圧器		低压変圧器	
低压コンデンサー		低压コンデンサー	
柱上変圧器		柱上変圧器	

安定器	精査中	安定器	精査中
廃PCB		廃PCB	
PCBを含む廃油		PCBを含む廃油	
感圧複写紙		感圧複写紙	
ウエス		ウエス	
汚泥		汚泥	
その他の機器等		その他の機器等	

2 発生量及び処分量の見込み

今後のPCB廃棄物の発生量は、現在使用されているPCB使用製品が廃棄物となる見込みの量で推計する。

市域に存在する処分しなければならないPCB廃棄物の量は、保管量（平成29年3月31日時点）、発生量（使用量）（平成29年3月31日時点で保管されている高濃度PCB廃棄物量及び同日時点で所有されている使用製品の量の合計量）に基づき推計した結果、次のとおりと見込まれる。

(1) 高濃度PCB廃棄物高圧トランス・高圧コンデンサ等

表3-2-1 市内の高濃度PCB廃棄物高圧トランス・高圧コンデンサ等の保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量 (使用量)	処分量			
			平成28-25年度 まで(実績)	平成29-26 年度以降		
高圧トランス	6台	5台	10台	11台		
高圧コンデンサ	精査中	精査中	1台	2台		
低圧トランス			4台	1台		
低圧コンデンサ			3台	3台		
廃PCB等			3缶	2缶		
その他の機器等			7台	3台		
安定器						
ウエス						

(2) 安定器等・汚染物

表3-2-2 市内の安定器等・汚染物の保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量 (使用量)	処分量	
			平成25年度まで (実績)	平成26年度 以降
安定器	32,017台	57台	0台	32,074台

ウエス	10パレット	=	0パレット	10パレット
-----	-------------------	--------------	------------------	-------------------

~~（3）微量PCB汚染廃電気機器等~~

~~表3-2-3 市内の微量PCB汚染廃電気機器等の保管量、発生量及び処分量の見込み~~

種別	保管量	発生量 (使用量)	処分量	
			平成25年度まで (実績)	平成26年度 以降
微量PCB含有 高圧トランス	310台	108台	8台	418台
微量PCB含有 高圧コンデンサ	145台	40台	3台	185台
微量PCB含有 低圧トランス	9台	=	0台	9台
微量PCB含有 低圧コンデンサ	31台	=	3台	31台
微量PCB含有 柱上トランス	4台	=	2,980台	4台
微量PCB含有 廃PCB等	100缶	=	402缶	100缶
微量PCB含有 ウエス	32パレット	=	0パレット	32パレット
微量PCB含有 その他の機器等	403台	25台	189台	428台

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

~~1 市内PCB廃棄物の処理の体制~~

~~基本計画に即し、次のとおりとする。~~

~~（1）高圧トランス・高圧コンデンサ等~~

~~市域の高圧トランス・高圧コンデンサ等の処理については、豊田PCB処理事業所で行う。ただし、豊田PCB処理事業所では処理困難な特殊コンデンサの一部の処理については、大阪PCB処理事業所で処理することとする。~~

~~各施設の概要は、表4-1-1及び表4-1-2のとおりである。~~

~~（2）安定器等・汚染物~~

~~安定器等・汚染物の処理については、北九州PCB処理事業所で行うこととする。施設の概要は表4-1-3のとおりである。~~

~~（3）微量PCB汚染廃電気機器等~~

~~微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、国が認定する無害化処理認定施設又は都道府県知事等が許可する処理施設で処理することとする。当該施設は、平成2~~

7年3月時点で、全国23か所に整備されている。

なお、中部電力株式会社が保管、使用している微量のPCBを含む絶縁油については、名古屋市港区内にて平成17年2月から、容器・部材については、海部郡飛島村内にて平成20年5月から、自社処理施設で処理を実施しており、PCB特措法の処理期限である平成38年度末までに全て処分される予定である。

表4-1-1 豊田PCB処理事業所の処理施設の概要

設置場所	豊田市細谷町三丁目	
処理区域・処理対象物	高圧トランス・ 高圧コンデンサ等	東海4県
	ポリプロピレン コンデンサの一部	大阪PCB処理事業対象地域内
処理方式	化学処理法（脱塩素化分解方式）	
処理能力	1.6トン/日（PCB分解量）	
処理開始	平成17年9月	
計画的処理完了期限	平成35年3月	
事業終了準備期間	平成35年4月から平成38年3月まで	

表4-1-2 大阪PCB処理事業所の処理施設の概要

設置場所	大阪市此花区北港白津二丁目	
処理区域・処理対象物	高圧トランス・ 高圧コンデンサ等	大阪PCB処理事業対象地域内
	特殊コンデンサの 一部	豊田PCB処理事業対象地域内
処理方式	化学処理法（脱塩素化分解方式）	
処理能力	2.0トン/日	
処理開始	平成18年10月	
計画的処理完了期限	平成34年3月	
事業終了準備期間	平成34年4月から平成37年3月まで	

表4-1-3 北九州PCB処理事業所の処理施設の概要

設置場所	北九州市若松区響町一丁目	
処理区域・処理対象物	安定器等・汚染物	北九州PCB処理事業対象地域内 大阪PCB処理事業対象地域内 豊田PCB処理事業対象地域内
処理方式	プラズマ溶融分解法	
処理能力	10.4トン/日	
処理開始	平成21年7月	

計画的処理完了期限	平成34年3月
事業終了準備期間	平成34年4月から平成36年3月まで

2 豊田PCB処理事業所の処理体制

基本計画に即し、豊田PCB処理事業所においては、東海4県内の高圧トランス・高圧コンデンサ等の処理のほか、大阪PCB処理事業所で処理困難な一部機器（ポリプロピレンコンデンサ）についても処理することとする。

1-3 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

(1) 保管事業者及び所有使用事業者の責務及び役割

ア PCB廃棄物については、PCBの漏えい、飛散又は紛失による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って確実かつ適正に保管する。

イ PCB特措法に基づく、PCB廃棄物の保管及び処分状況等の届出については、年1回、定められた期限までに豊田市長に届け出る。

ウ 保管事業者は、保管するPCB廃棄物を、処分期間の末日又は特例処分期限日第2章2(1)で設定した処理期限内までの一日でも早期に計画的かつ適正に処分するよう努めなければならない。にPCB廃棄物を一日でも早期に処理するため、早期処理を行うよう努める。なお、PCB使用製品の使用事業者にあつては期限内に処理するため、できるだけ早期に使用を中止し、早期処理を行うよう努める。

エ 高濃度PCB使用製品の所有事業者は、所有する高濃度PCB使用製品をPCB特措法又は電気事業法の規定に基づき計画的かつ適正に廃棄し、また、廃棄したPCB廃棄物を処分期間の末日又は特例処分期限日までの一日でも早期に処分するよう努めなければならない。

オエ 処分に当たっては、安全な収集運搬が確保されるよう豊田市PCB適正処理ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）、収集運搬ガイドライン及び低濃度収集運搬ガイドラインに基づき実施する。

(2) 収集運搬事業者の責務及び役割

PCB廃棄物の収集運搬中の漏えい又は飛散を防止するため、市ガイドライン、収集運搬ガイドライン及び低濃度収集運搬ガイドラインに基づき実施する。

(3) 市の責務及び役割

ア 保管事業者、収集運搬事業者及び処分事業者に対し、立入検査等を通じて廃棄物処理法及びPCB特措法の遵守の指導を徹底するとともに、PCB使用製品の使用事業者に対しては、できるだけ早期の代替品への転換及び第2章2(1)で設定した処理期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。

イ 環境中のPCBの状況を把握するため、河川などの公共用水域等におけるPCBの測定を継続して実施する。

ア PCB廃棄物の適正な保管の指導

市内PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止のため、保管状況の詳細な調査、保管事業者に対する処理完了までの適正保管等の啓発並びにPCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書の提出の指導並びに特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の指導を徹底するを図る。

イ 使用中の高濃度PCB使用製品の確実な廃棄の方針使用機器の円滑な更新と早期処理の促進

高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）については、所有事業者は、PCB特措法に基づき処分期間の末日又は特例処分期限日までの廃棄が義務付けられている。また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品についても、国が、電気事業法の枠組みを最大限活用し、処分期間の末日又は特例処分期限日までに、確実にその使用を廃止させることとされている。さらに、処分期間の末日又は特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度PCB使用製品については、PCB特措法第18条第3項の規定又は第20条第2項の規定により、これを高濃度PCB廃棄物とみなして改善命令等の規定を適用することとされている。そして、基本計画においては、これらの措置を通じて、高濃度PCB使用製品の確実な廃棄を進めることとされている。現在でも使用されている市内のPCB使用製品の処理については、第2章2（1）で設定した処理期限までに更新と処分の委託を完了するため、

市は、所有使用事業者に対し、PCB非含有機器への機器の更新の啓発及び立入指導等を行い、処分期間の末日又は特例処分期限日までに廃棄されなかった場合に改善命令の発出等の措置がなされることがあることを文書の交付等の方法によって確実に伝え、処分期間の末日又は特例処分期限日までの一日でも早期の高濃度PCB使用製品の廃棄及び処理完了を促進する。

ウ PCB廃棄物及び使用製品の掘り起こし調査の実施及びPCB特措法の規定による保管状況等の届出の指導の実施

市内のPCB廃棄物及び使用製品の保管状況等の詳細な把握に必要な掘り起こし調査を行い、未処理事業者一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処分期間の末日又は特例処分期限日までの第2章2（1）で設定した処理期限内の一日でも早期に処理が完了するよう必要な指導等を行う。

また、PCB特措法の規定による保管状況等の届出をすべき事業者が、当該届出をしていない場合は、確実に届出を実施するよう、指導を徹底する。

エ JESCOへの計画的な搬入の方針

JESCOへ高濃度PCB廃棄物の計画的な搬入が行われるようにするため、同社の機器の登録がなされていない高濃度PCB廃棄物については、その保管事業者に対し、同社へ機器の登録の申請を行うよう指導する。また、機器の登録、契約の実施後において、JESCOへの搬入が消極的な高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対しては、同社と協力しながら、処分期間の末日又は特例処分期限日までの一日でも早期に搬入するよう指導等を実施する。

オ PCB含有の有無を判別するためのPCB濃度分析の指導

機器の銘板等の外観からPCB汚染の有無が確定できないが、PCBに汚染されている微量PCB汚染廃電気機器等については、~~高圧トランス・高圧コンデンサ等とは異なり、電気機器等の銘板に記載されている情報からではPCB含有の有無が判別できないため、PCB含有の有無を判別するには絶縁油のPCB濃度を分析する以外方法がない。~~微量のPCBに汚染された、又はその可能性がある電気機器等を使用しているの所有事業者に対しては、あらかじめ、当該電気機器電気工作物を点検する、又は廃止した場合などのPCB汚染の有無及びPCB汚染濃度の調査が可能な時期には、速やかに絶縁油中のPCB濃度を分析するよう指導を行う。同様の廃電気機器等を保管している事業者に対しても速やかにPCB濃度を分析するよう指導を行い、未把握のPCB廃棄物の掘り起こしを進めていく。

カ ガイドラインの遵守

収集運搬に当たっては、市ガイドライン、収集運搬ガイドライン及び低濃度収集運搬ガイドラインの遵守を徹底する。

キ PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

(ア) 市域のPCB廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開

PCB特措法に基づく届出の内容については、市内のPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関する情報を、インターネット等を通じて、公表は、国の取組に準じて、市域のPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を市民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努めるものとする。

また、PCBを絶縁油に使用する電気工作物等の使用、保管及び処分の状況を適正に把握するため、愛知県、市及び中部近畿産業保安監督部等との間で情報交換を行い、PCB特措法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の設置の状況に関する報告情報の共有化を図ることとする。

(イ) PCB廃棄物及びPCB使用製品に関する情報提供

PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品を使用しているの所有事業者、及び特別管理産業廃棄物処理業者及びPCB廃棄物に係る産業廃棄物処理業者に対して、PCB廃棄物及びPCB使用製品等が不適正な保管や及び処理をされることのないよう情報提供に努める。

ク 関係機関との連携協力

全国5か所のPCB処理事業所の相互活用に伴う、PCB廃棄物の収集運搬の広域化に対応するため、市は、他のPCB処理事業所立地自治体や収集運搬事業者に指導監督権限がある関係自治体、JESCO等関係者と一層緊密に連携し、PCB廃棄物の早期適正処理を進めていく。低濃度PCB廃棄物微量PCB汚染廃電気機器等についても、処分事業者、収集運搬事業者への指導監督権限がある関係自治体と連携し、情報交換や協議・協力体制を充実する。

4—PCB廃棄物の処理施設の整備

東海4県内におけるPCB廃棄物の処理施設については、JESCOが豊田PCB処理事業所を設置したほか、民間の処理施設として、中部電力株式会社が、自社処理施設を名古屋市港区及び海部郡飛島村に設置している。

2-5 PCB廃棄物の広域的な処理の体制

豊田PCB処理事業所の事業地域内の高濃度PCB廃棄物高圧トランス・高圧コンデンサ等の円滑な処理や収集運搬の調整について関係県市で協議するため、平成15年5月に豊田PCB廃棄物処理事業に係る東海地区広域協議会（平成16年12月にPCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会に改称。以下「広域協議会」という。）が設置された。

広域協議会の会員は、東海4県のほか、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、及び市、並びに特別会員としてJESCO（特別会員）及び、オブザーバーとして環境省（オブザーバー）で構成されている。

豊田PCB処理事業所での処理を一日でも早く終了させるためには、処理対象地域のPCB廃棄物を処理する必要がある。このため、広域協議会に対して、豊田PCB処理事業所を一日でも早期に終了するという思いを市と共有し、掘り起こし調査や保管事業者に対する早期処理の指導等について足並みをそろえて取り組んでいくよう適宜要請する必要がある。

また、市を始めとした全国5か所のPCB処理事業所の地元自治体は、PCB廃棄物処理に関して重要な役割を果たしており、平成26年の基本計画の変更に当たり、国に受入条件を提示している。市は、会員の自治体と共に、国に対してこの条件の履行を求めるとともに、広域協議会のほか、北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所の事業区域内の自治体で構成する協議会において、関係自治体と、早期の処理完了に向けた搬入計画、収集運搬方法等の超広域の処理に関わる問題の検討や調整を行うこととする。

3-6 PCB廃棄物の収集運搬の安全確保

市は、内陸部に位置しており、国道、県道及び都市計画道路等の貨物自動車は安全に運行できる道路が整備されていることから、市内のPCB廃棄物の収集運搬は貨物自動車を用いて行うものとする。

(1) 高濃度PCB廃棄物高圧トランス・高圧コンデンサ等及び安定器等・汚染物の収集運搬について

ア 収集運搬ガイドライン・市ガイドラインに従った収集運搬

収集運搬ガイドラインには、PCB廃棄物の収集運搬について、運搬容器や安全管理、緊急時の対策等の規定がされている。これに加え、市ガイドラインに、自己運搬による豊田PCB処理事業所への搬入の禁止、市と収集運搬事業者との協定の締結等を定める。

なお、市ガイドラインの対象の収集運搬事業者は、市内を通行する者とする。

イ 収集運搬事業者との環境保全協定

豊田PCB処理事業所への収集運搬を安全かつ適正に行う体制を確保するために、市と収集運搬事業者との間で「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結することとする。協定の内容としては、収集運搬ガイドライン及び市ガイドラインの遵守のほか、安全監視委員会への出席、収集運搬車両への全地球測位システムや自動緊急連絡システムの搭載、処理施設への受入計画の遵守、収集運搬時の事故の未然防止策等を盛り込むものとする。

ウ 収集運搬ルートの設定

高濃度PCB廃棄物を保管事業場から安全に処理施設に搬入するために、また、運搬中の万一の事故にも速やかに適切な対応ができるように、国道や都市計画道路など幅員の広い道路を優先して使用する。

なお、豊田PCB処理事業所への高濃度PCB廃棄物の搬入については、表4-3-6、図4-3-6の収集運搬ルートを設定する。

表4-3-6 豊田PCB処理事業所への収集運搬ルート

a 施設搬入ルート（処理施設へ搬入するルート）

(a) 国道153号線からの搬入ルート

「広久手町6丁目」交差点から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

(b) 国道419号線からの搬入ルート

「鴻ノ巣橋北」交差点から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

(c) 東名高速道路からの搬入ルート

豊田ICから県道豊田安城線へ入り、「土橋町1丁目」交差点から市道都計花丘一本木線に入り、「鴻ノ巣橋北」交差点から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

b 施設搬入ルートに入るまでの運行ルート

(a) 市内からの運行ルート（市内保管事業者から、施設搬入ルートまでのルート）

- ・原則、国道を利用する。
- ・国道までは都市計画道路などの幅員の広い道路を優先して利用する。

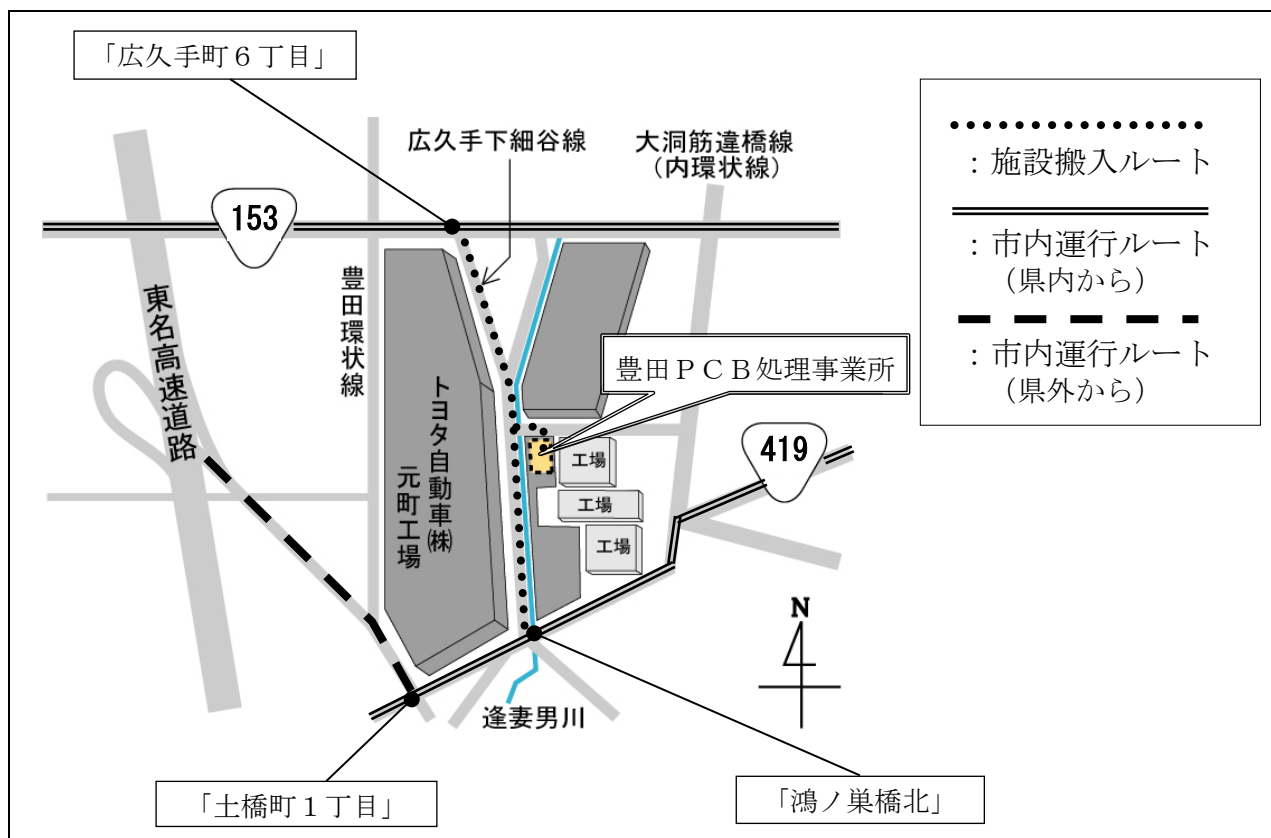
(b) 県内からの運行ルート（県内保管事業者から、施設搬入ルートまでのルート）

- ・原則、高速道路・国道を利用する（高速道路の利用を優先とする。）。
- ・隣接市町村との境界付近にあっては、国道まで都市計画道路などの幅員の広い道路を優先して利用する。

(c) 県外からの運行ルート（県外保管事業者から、施設搬入ルートまでのルート）

- ・東名豊田ICからa(c)へ

図4-3-6 収集運搬ルート



エ 緊急連絡体制の確保

収集運搬事業者は、収集運搬時の事故又は漏えい等の事故が生じた場合に備え、消防、警察及び関係機関等に直ちに連絡できるよう調整し、緊急連絡マニュアルを整備する。また、収集運搬車両にも緊急連絡マニュアルを装備するとともに、運転者が通報できない状態であっても自動通報が可能な緊急連絡システムを搭載する。

(2) 低濃度PCB廃棄物微量PCB汚染廃電気機器等の収集運搬について

収集運搬事業者は、収集運搬をに当たり、低濃度収集運搬ガイドラインに従い基づき実施する。

第5章—PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進⇒第4章1(3)へ移動

1—監視及び指導の徹底

市は、市域のPCB廃棄物を第2章2(1)で設定した処理期限内の一日でも早期に、確実かつ適正に処理完了を図るため、次のとおり監視、指導を徹底する。

—(1) PCB廃棄物の適正な保管の指導

市内PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止のため、保管状況の詳細な調査、保管事業者に対する処理完了までの適正保管等の啓発並びにPCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書の提出指導並びに特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図る。

—(2) 使用機器の円滑な更新と早期処理の促進

現在でも使用されている市内のPCB使用製品の処理については、第2章2(1)で設定した処理期限までに更新と処分の委託を完了するため、使用事業者に対し、PCB非含有機器への機器の更新の啓発及び立入指導等を行い、早期処理を促進する。

~~(3) PCB廃棄物掘り起こし調査の実施~~

市内のPCB廃棄物の保管状況の詳細な把握に必要な掘り起こし調査を行い、未処理事業者一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、第2章2(1)で設定した処理期限内の一日でも早期に処理が完了するよう必要な指導等を行う。

~~(4) PCB含有の有無を判別するためのPCB濃度分析の指導~~

微量PCB汚染廃電気機器等については、高圧トランス・高圧コンデンサ等とは異なり、電気機器等の銘板に記載されている情報からではPCB含有の有無が判別できないため、PCB含有の有無を判別するには絶縁油のPCB濃度を分析する以外方法がない。

微量のPCBに汚染された、又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者に対しては、当該電気工作物を廃止した場合には、速やかに絶縁油中のPCB濃度を分析するよう指導を行う。同様の廃電気機器等を保管している事業者に対しても速やかにPCB濃度を分析するよう指導を行い、未把握のPCB廃棄物の掘り起こしを進めていく。

~~(5) ガイドラインの遵守~~

収集運搬に当たっては、市ガイドライン、収集運搬ガイドライン及び低濃度収集運搬ガイドラインの遵守を徹底する。

2—PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

~~(1) 市域のPCB廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開~~

PCB特措法に基づく公表は、国の取組に準じて、市域のPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を市民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努める。

また、PCBを絶縁油に使用する電気工作物（以下「PCB電気工作物」という。）等の使用、保管及び処分の状況を適正に把握するため、愛知県、市及び中部近畿産業保安監督部等との間で情報交換を行い、PCB特措法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の設置の状況に関する報告情報の共有化を図ることとする。

~~(2) PCB廃棄物及びPCB使用製品に関する情報提供~~

PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品を使用している事業者及びPCB廃棄物に係る産業廃棄物処理業者に対して、PCB廃棄物等が不適正な保管及び処理されることがないように情報提供に努める。

3—関係機関との連携協力

全国5か所のPCB処理事業所の相互活用に伴い、PCB廃棄物の収集運搬が広域化するため、市は、他のPCB処理事業所立地自治体や収集運搬事業者に指導監督権限が

ある関係自治体、JESCO等関係者と一層緊密に連携し、PCB廃棄物の早期適正処理を進めていく。微量PCB汚染廃電気機器等についても、処分事業者、収集運搬事業者への指導監督権限がある関係自治体と連携し、情報交換や協議・協力体制を充実する。

第5-6章 豊田PCB処理事業所の安全確保

1 安全を確保するための基本方針

豊田PCB処理事業所は、内陸部の住宅地近傍に位置しており、PCB漏えい事故が発生すると、周辺環境に甚大な影響が発生するおそれがあることから、PCBの外部漏えいが起きないようにしなければならない。

このため、市は、処理施設の経年劣化や全国5か所のPCB処理事業所の相互活用を踏まえた安全対策が、ハード面及びソフト面の両面から正しく機能しているか厳しく監視指導し、漏えい事故等の未然防止を図る。

万一、処理施設で漏えい事故等が発生した場合は、できる限り速やかに収束させるとともに、徹底的な再発防止対策を講ずるよう指導する。

市の監視指導や漏えい事故の再発防止対策等については、学識経験者や地域住民が参加したリスクコミュニケーションの場である安全監視委員会及び同作業部会（以下「安全監視委員会等」という。）を積極的に活用するとともに、情報は公開する。

2 PCB漏えい事故の未然防止体制

豊田PCB処理事業所が行う処理施設からの漏えい事故の未然防止対策について、市は、JESCOに対して厳しく監視指導し、市民の安全、安心の確保に努める。

(1) 安全性及び環境保全を確保するための市の監視指導

PCB廃棄物の処理における安全性及び環境保全の確保については、市ガイドラインに基づき、表6-2-1の安全対策、環境保全対策が行われている。今後は、この履行状況について、経年劣化を踏まえて監視指導を行う。

表5-6-2-1 豊田PCB処理事業所の安全対策、環境保全対策

ア 三つのアセスメント

処理技術の選定においては、市が内陸部に位置していることに配慮してテクニカルアセスメント（技術評価）を行った。また、廃棄物処理法に基づく生活環境アセスメント（生活環境影響評価）を実施し、生活環境の保全に支障のないよう、必要な未然防止措置を講じた。

通常運転時は、作業ミスや災害等の異常時のリスクアセスメント（リスク評価）を実施し、これに基づきリスクの回避や低減を図るとともに、フェイルセーフやセーフティネットの考えに基づき必要な措置を講ずる。

イ 三つのモニタリング

処理施設からの排ガス、排水等については監視施設等を設けて排出モニタリングを実施する。また、施設の操業が周辺の生活環境に影響を及ぼしていないことを確認するために、定期的に施設周辺の環境モニタリングを実施する。

さらに、処理施設が安全に運転されていることを確認するため、運転データやトラブル、作業ミス等も含めて詳細に記録する安全運転モニタリングを実施する。

ウ 環境保全に関する協定

市は、豊田PCB処理事業所の安全性及び環境保全を確保するため、平成16年4月に、受入条件、具体的な実務や手順を定めた「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定(以下「協定」という。)」をJESCOとの間で締結した。協定の骨子は、次のとおりである。

- ・ 処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ、地下に浸透させないこと。
- ・ 事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・ 運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市へ報告すること。
- ・ 処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・ 環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・ 事故等により有害物質が外部に排出された場合、JESCOは処理施設の停止を含めた措置等を講ずるとともに、市へ報告すること。
- ・ 市民に処理施設を積極的に公開し、豊田事業に対する市民の理解の促進に努めること。
- ・ PCB廃棄物の処理完了後、処理施設を解体撤去すること。

一方、収集運搬事業者に対しては、協定に基づき、JESCO同様、軽微な事故等についても報告を受けるとともに、再発防止策等について適切な指導を行う。

また、豊田PCB処理事業所及び収集運搬事業者(以下「処理業者」という。)に対して、市ガイドラインを遵守するよう指導を行う。

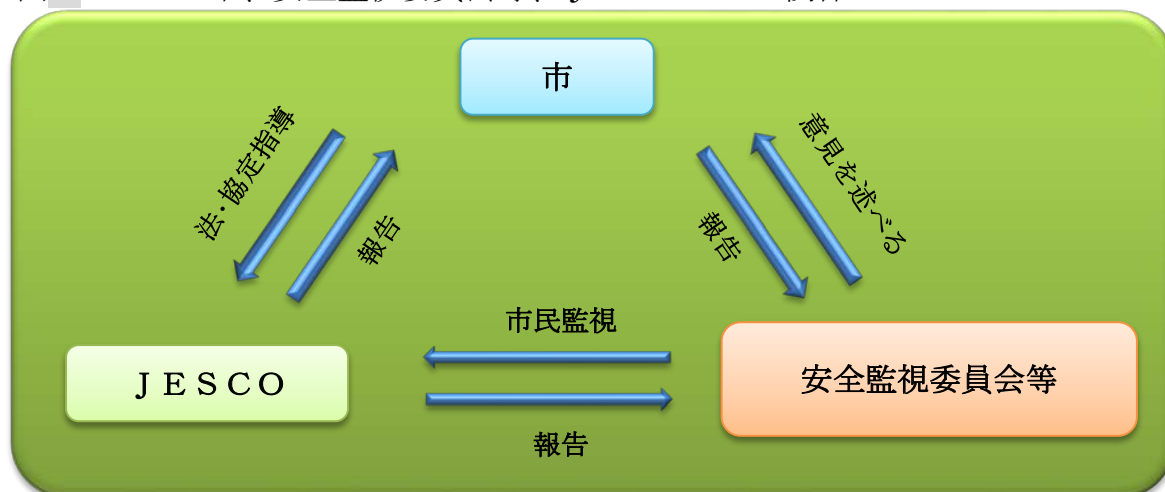
(2) 安全監視委員会等を活用した監視体制の構築

PCB廃棄物の処理については、地域住民の理解が第一であり、地域住民の安心を確保するため生み出すために、リスクコミュニケーションが必要である。

このため、市民参加による安全監視組織として安全監視委員会を平成15年10月に設置した。安全監視委員会は、地域住民や学識経験者で構成され、JESCO処理業者から施設運転状況や処理状況等について報告を受け、安全対策などについて確認と検証を行い、事業の監視及び同社処理業者とのリスクコミュニケーションの推進を図っていく。

安全監視委員会等の報告内容や質疑等については、個人情報や企業の正当な利益を害するおそれがある等の情報を除き、公開することで、地域住民の安心を確保醸成していく。なお、市は、安全監視委員会等を積極的に活用し、漏えい事故の未然防止を徹底する。

図5-6-2 市、安全監視委員会等、JESCOとの関係



3 PCB漏えい事故発生時の対応

万一、豊田PCB処理事業所でPCBの外部漏えい事故が発生した場合は、市は消防等関係者と連携し、安全監視委員会等を活用するなど、周辺住民の安全確保を最優先に対応し、事態を速やかに収束させるよう努める。

(1) 市の対応及び役割

周辺環境に影響のない施設内の漏えいトラブル等、廃棄物処理法の違反にならない軽微な事故やトラブルについても、協定を根拠に指導を行う。

一方、環境保全上支障があると認めるときは、廃棄物処理法及び協定に基づき、JESCOに対して、処理施設の全部又は一部の運転を停止し、その原因究明を行うよう速やかに指示する。

市の具体的な対応については、別途、~~（仮称）危機管理マニュアルを定め、これによるものとする。~~

(2) 安全監視委員会等の役割

JESCO から全ての事故やトラブルについて報告を受け、事故原因に対する漏えい防止対策が適切に行われているか確認、監視を行う。

4 PCB漏えい事故再発防止対策検討時の対応

事故やトラブルについて、同様な事故が二度と起こらないよう徹底的な対策を行い、事故の未然防止対策を図る。

(1) 市の対応

市は、再発防止対策検討時においても、適宜、安全監視委員会等の意見を聴くとともに、同様な事故の再発防止のための二度と起こらないよう徹底的な対策を行うようJESCOに対して指示をする。

(2) 安全監視委員会等の役割

再発防止対策について、JESCOから安全監視委員会等に報告する。安全監視委員会等は、当該再発防止対策が、豊田PCB処理事業所の施設全体の事故未然防止対策となっているかを検証する。